

高台協働センター

施設使用料（単位：円）

	面名	利用区分	午前 9 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで
ホール	—	地域活動団体	310	590	290
		その他	940	1,790	890
体育館	全面	地域活動団体	470	540	270
		その他	940	1,080	540
	片面（A・B）	地域活動団体	230	270	130
		その他	470	540	270
講座室	—	地域活動団体	100	150	70
		その他	200	310	150
料理教室	—	地域活動団体	260	380	190
		その他	520	770	380
和室	—	地域活動団体	140	160	80
		その他	290	330	160

備考

1. 地域活動団体とは、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第 1 0 条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時までになります。
3. 利用時間を 1 5 分以上超過し、または繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る費用は、当該超過し、または繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。
4. 営利目的として、1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合や、商品の展示、宣伝または販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の使用料の 2 倍に相当する額となります。
5. ご質問・不明な点等ございましたら、協働センターまでお問い合わせください。